

ごみ出し支援ステーションの利用について

1 事業目的

市は、訪問介護事業所等（以下「事業者」という。）が行う訪問介護等（ホームヘルプサービス）で発生する一般廃棄物の排出業務を簡易かつ速やかに実施できるよう、ごみ出し支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）を設置する。

2 事業の流れ

事業者は、南房総市域に居住する市民に提供した訪問介護（ホームヘルプサービス）により出された一般廃棄物を支援ステーションに排出する。

市は、決められた一般廃棄物の収集日に回収する。

3 対象事業者

介護保険法に基づき、訪問介護（ホームヘルプサービス）を実施している事業者とする。

事業者は、支援ステーションを利用しようとするときは、あらかじめ利用の開始を市に届け出るものとする。また、利用を取りやめるときは、利用の終了を市に届け出るものとする。

4 対象廃棄物

一般廃棄物のうち、可燃ごみ（ごみの分け方・出し方の分類）とする。

5 利用方法

市が指定する可燃ごみ指定袋に対象廃棄物を入れ、当該袋に事業者の名称を記載し排出する。

6 利用開始日

令和7年8月25日（月）

7 利用時間

午前7時から午後7時まで

8 支援ステーションの場所

①市役所本庁舎 ②富山地域センター③三芳地域センター

④朝夷行政センター⑤白浜地域センター⑥丸山地域センター⑦和田地域センター

※設置の場所及び種類の詳細は、別紙のとおり。

9 排出できるゴミ指定袋の種類

支援ステーション「①～③」は白色（鋸南地区環境衛生組合）

支援ステーション「④～⑦」は黄色（南房総市）

10 その他

・市は、事業所へ支援ステーションの利用に係る指導、助言を行う。

・不適切なごみ出しが発生した場合、搬出事業者に引き取り・持ち帰り等をしていただくことがあります。